

令和8年度 第9回藤沢市立学校通学区域検討委員会  
会議録

期日：2026年6月29日（月） 午後2時～午後3時20分

場所：藤沢市役所本庁舎3階 3-3会議室

出席者（敬称略）

【検討委員】

鈴木 允  
長谷部 葉子（オンライン）  
田中 孝枝（オンライン）  
澤田 薫  
福室 祐子  
加藤 孝之  
池田 由実（オンライン）  
市村 杏奈  
金屋 雅一  
野村 俊介  
納富 崇典  
窪島 義浩  
磯貝 美和  
坪谷 麻貴

【事務局】

|        |              |
|--------|--------------|
| 石田 芳輝  | 教育部参事兼教育総務課長 |
| 安西 美知代 | 教育総務課主幹      |
| 小田 龍太郎 | 教育総務課 課長補佐   |
| 根本 慎太郎 | 教育総務課上級主査    |
| 池田 早奈美 | 教育総務課        |
| 宮木 千春  | 教育総務課        |

【傍聴者】

無し

## 1 開会

## 2 委員長挨拶

## 3 委員の委嘱・任命について

事務局より今年度から新たに6名の委員の委嘱及び任命を行ったことを報告した。

## 4 自己紹介

各委員及び事務局から自己紹介を行った。

## 5 議題

### (1) 藤沢市立学校通学区域見直しに係る素案について

事務局から以下の説明を行った。

「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画」に基づき、通学区域の見直しを前提とした過大規模校(31学級以上の小中学校)解消に向け、「藤沢市立学校通学区域検討委員会」を設置し、過大規模校の解消に向けた通学区域の見直し案の作成に取り組んできた。

藤沢市立学校通学区域検討委員会では、検討委員会の下部組織として、保護者や地域住民で構成するワークショップを開催し、地域の意見をいただきながら通学区域の見直し案の作成を進めてきた。

今回の検討委員会で通学区域の見直し案の決定と今後のスケジュールの2点について検討いただきたい。

南部・北部小学校通学区域案について、前回の検討委員会から内容の変更はない。学校からも変更案に対する意見は特になかった。今回の通学区域見直しの対象エリア内の慣例学区は見直しに合わせて廃止する。

小学校区の見直しの影響を受ける中学校については、合わせて見直しを行うこととし、南部中学校通学区域見直し案について、前回の検討委員会から内容の変更はない。学校からも変更案に対する意見は特になかった。また北部中学校の通学区域については、小学校通学区域の見直しによる影響は少ないと判断し、変更を行わない。

### 【質疑・意見等】

#### (窪島委員)

北部小学校学区図の資料4で、いすゞ自動車工場の中を学区線が突っ切っている形になっていると思うがこのままでいくのか。万が一、工場がこの場所を住宅地などにするなどというようなことがあったときに、住宅地の中で、富士見台小学校と六会小学校の二つに分かれてしまうと思う。昨今、工場が売却するということもあり、そういうこと等は想定されてなく現段階のままで行くのかなという疑問が一つ目。

二つ目の疑問は、南部中学校学区図の資料 5-2の、資料の真ん中少し上の東海道線の少し上のところに黄色い斜線の中学校の慣例学区が残っているが、これは慣例学区を残すという意味なのか、それともたまたま資料として残っているのか。

→(事務局)

1点目の富士見台小学校については、いすゞの工場は今のまま変わらない前提で考えている。いすゞの工場が本当に全部なくなってしまったとすると、かなり大きい面積であり、それが住宅になる話が具体的にあればその規模によっては富士見台小学校では受けきれないという可能性も出てくるので、そのとき改めて協議したいと思う。令和10年4月の学区変更に関しては何も情報がないので考慮していない。

2点目の南部中学校学区図の質問について、JR 線路の北側のところに関しては、現在慣例学区で、中学校長会からの指摘もあり該当学区の校長と話をしたところ、そこは慣例学区を残した方がいいという要望もあり、現場の考えを尊重するということで例外的に慣例学区を残すということにはなる。

(鈴木委員長)

質問はあったが、この素案のままで先に進めるということで確認したい。

～～委員一同 同意～～

## (2) 藤沢市立学校通学区域見直し後の学級数の見込について

資料に沿って事務局から以下の説明を行った。

今回示しているのは、通学区域の見直し対象となっている小学校のみである。

左側の表が、通学区域の変更・見直しをしなかった場合に想定される学級数、右側が通学区域の見直しをした場合に想定される学級数である。見直し後の学区が適用される令和10年から3年ごととし、31学級以上の過大規模となることが見込まれている箇所はオレンジに着色している。普通教室として使用可能と見込める教室数を左側の表中に示している。

南部の小学校について、明治小学校は見直しをしない場合、31学級から30学級くらいまでの推移となる見込みであり、辻堂小学校や鵜洋小学校については次第に減少する見込みであるもの、2040年時点では30学級かそれに近い学級数となっていることが見込まれ、新林小学校については今後次第に学級数が増加していき、やはり2040年の時点では30学級となっていることが見込まれる。

通学区域の見直しを令和10年に全学年一斉に行ったと仮定した場合に想定される学級数を右の表で表している。変更により各学校とも人数が平準化され、2040年の時点では、最も学級数が多いのが明治小学校の27学級となる見込みである。

北部の小学校は過大規模校となっている六会小学校を中心に学区の見直しを行い、徐々に適正規模へ推移していく見込みである。

なお、人口推計の数値については、令和8年度中に学区の見直し案を決定する必要があることから、令和7年度での見直しを最後とし、その数値に基づき計画を実施していく。

【質疑・意見等】

なし

(鈴木委員長)

議題(1)と(2)両方の内容について、今事務局から説明があった見直案を最終案に向けた素案とすることについて異議なしで同意をいただいたこととする。

事務局はこの素案をもとに、市民の方々への説明等進めていただきたい。

(3) 今後のスケジュールについて

事務局から今後のスケジュールについて、以下の説明を行った。

通学区域検討委員会では、本日、通学区域見直し案を決定していただいた。次回は11月27日に開催する。年明けの1月7日に開催する検討委員会において、教育委員会への答申を行い、それをもって通学区域検討委員会を閉会とする予定である。

市議会への報告は、まず素案を9月市議会で報告し、必要な修正等を行ったのち、最終案を2月市議会で報告する予定である。

市議会に素案を報告したあと、パブリックコメントを9月下旬から10月にかけて実施する予定である。

新たな通学区域については、市議会へ最終案を報告したのちに、2027年3月の教育委員会で決定する予定である。

市関係各課との協議や警察への情報提供については、別途、事務局で実施する予定である。

新たな通学区域の導入は、決定後1年間周知期間を設け、令和10年4月からを予定している。

通学区域見直し素案について、9月～10月の間、全26回の説明会を市民センターや本庁舎等で行う。説明会で寄せられた意見やパブリックコメントでの意見については、第10回の通学区域検討委員会で共有する。

通学区域の見直しで特に実際に影響を受けるのは現在、未就学の方であることから、今、保育園幼稚園会長会において説明会のチラシを配らせてほしい旨、お願いに回っている。

説明会を行うことの周知については、広報ふじさわ、ホームページ、各市民センター、図書館(特に児童図書館のコーナー)、子育て施設においてにチラシの配架や掲出の協力を求めている。小児科等についても、趣旨を伝え、同様に周知の協力を仰ぎたい。

学区変更の影響を受ける該当の町内会の方に関しては、町内会長宛に説明会を開催することを郵便でお知らせしたいと思っている。

昨年度の第7回通学区域検討委員会で示したとおりのプランに沿って周知活動を行っていき、素案及び説明会へ認知度を高めたい。

パブリックコメントの意見は10月末で締め切る。寄せられた意見は類型化して公表することになっており、個別の事案に対してそれぞれに回答はしないが、寄せられた意見がどういったものがあり、それに対する事務局としての考えを整理して、11月の検討委員会で示し、最終案に向けて進んでいきたい。

今は通学区域を特に変えない予定でいるエリアで、決定までの間に大きな宅地開発の確定情報が入ってきた場合、今予定している校区で受けきれない可能性があったときは、例外的に通学区域を切り直して、受け入れ可能な他の学区に組み替える、ということが最後案を固める作業のタイミングであるかもしれない。民間の開発状況によるところだが、もしもそういった情報が入ってきた場合には、通学区域検討委員会委員の皆様にはメールで連絡し、情報共有したいと思っている。今の時点ではまだあくまでも可能性であり、このような届け出がされたということではない。

#### 【質疑・意見等】

(野村委員)

説明会は多数回の機会を設けていただき広く周知できればと思う。

今回の説明会で中学校の変更についても説明をするのかということと、中学校の変更の実施は何年度からになるのか再度確認したい。

またこういった機会はとても大事だと思うが、参加したくても参加できない方いると思う。説明の内容についてオンラインや、ホームページ上に掲示することは考えているか。

→(事務局)

地域の説明会に関しては今回中学校も対象と考えている。また説明会は各地区のセンターごととしているので、該当地区でないところの説明に関しては、メリハリをつけようと思っている。基本的には小学校区の説明を主としつつ、小学校から中学校への進学の流れは保護者も気になる場所なので同様に説明を行いたい。

中学校の導入は、小学校が令和10年4月の新小1年生からであり、6年間かけて出揃うということで考えているので、その子たちが卒業したときに中学に進級することを考え、中学校は令和16年の4月の新1年生からとする。

ホームページ上での説明については、結果はなるべく早く当日の様子を取りまとめて更新することは考えている。オンラインについても技術的に可能であれば、検討し対応したいと思う。

(野村委員)

中学校の対象者は小学校の対象者と同じで、改めて周知しなくても大丈夫なのかなと思う。

オンラインについては同じ内容のご説明となるのであれば録画したものを貼る形が現実的かなと思ったので、そちらも検討いただければと思う。

→（事務局）

基本的に在校生に関しては今在籍している学校の変更を強制するものではないので、変更になる当事者の可能性は低いと考えているが、各学校の PTA が通学区域見直しの学校説明会を開いて欲しいというような声があれば説明に伺おうと思っている。この旨を学校に伝え、学校で説明してほしいという声があれば連絡いただき対応したいと考えている。

（納富委員）

令和10年度から新入生からということだがきょうだい関係の扱いについての説明を少し加えていただきたい。

→（事務局）

今回変更エリアで、上の子どもが既に今までの学区で行っていて、下の子どもが令和10年より後というようなきょうだいの場合、家庭としてお子さんが通う学校がバラバラにならないようにという配慮は今現在もきょうだい特例制度としてあり、申し出によりきょうだいを一つの学校に寄せる対応を行っている。今回の通学区域見直しの場合でもそのきょうだい特例は、申請いただくことで対応をこの先も継続する。

（納富委員）

弟の新しい学校にお兄ちゃんも合わせて変わるようなことがあっても大丈夫か。

→（事務局）

きょうだい上でも下でも、どちらに合わせるでも構わない。家庭で判断してもらう。

（納富委員）

中学校はどうなるか。

→（事務局）

変更エリアに住んでいる方に関しては、令和10年4月の新小学校1年生から適用としているが、在籍中で家庭の申請で例えば通学距離が近いので新しい学校に変わりたい家庭があったら、家庭の判断として転校してでも新しいところがいいということであれば、変更を可能とする考えている。ただいつでも変更してよいということではなく、変更申請のタイミングはこちらから案内し、申請していただく対応をとりたいと思っている。

その先の中学校も影響してくるので中学校が変わるエリア住んでいる方も、中学も例外として先に対応できるように、学校とも協議をしながら話を詰めたいと思っている。

（納富委員）

今在籍している児童について、その家庭できょうだいが入ってくる家庭については、学校からの周知が重要になってくると思う。そういう意味で小学校での発信っていうのもやっぱり必要かなと思う。

（市村委員）

スケジュールについては特に問題ないと思うが、先ほど言われていたように、違う地域で開発等が起こったときにも一緒に対応していきたいと思っているが、令和10年度に導入した後

のことで、通学区域検討委員会としては今年度で終わりだが、導入した後調整が必要になることや、問題が起こることも場合によってはあると思っており、そういった場合はどのように対応していくのかというところを伺いたい。例えば、導入した後、しばらくしたらフィードバックして、何か対応していく等、現状予定があれば教えていただきたい。

→（事務局）

まだ想定はしていない。藤沢市教育委員会として広範囲で複数の校区を同時に変更することは初めてのことである。今までは1つの学校が増えるときに、学区を変更することはあったが、広範囲で同時に変更することは今回が初めてなので、どんな問題が出てくるかは未知数であるが、実際学区を決定した後は変更しないと考えている。

学区を変更することで通学路が変わってくるので、安全性というところは最優先に考えなければならないので、その学校現場と丁寧なやり取りが必要になると思うし、その他学校に新しく負担をかけるところはあると思っている。

当事者である変わるエリアの保護者の方は、いわゆる「総論賛成各論反対」の意見が予想され、個人の反対意見に丁寧に寄り添い続けるというのは、難しいとも思う。

今のところ令和10年の学区見直しをどうするかというところにかかなり注力をしてきたところで、その先のことについては今後状況を見ながら事務局で考えさせていただきたい。

（金屋委員）

素案という言葉が気になっている。素案という言葉の皆様に対してどのように説明されているのか気になっている。子どもの問題なので説明会でこういったニュアンスで説明していくのか気になっている。

→（事務局）

「素案」とは市役所言葉であると思うが、決定するものが市民の皆様大きく影響する事案について、市議会への報告というプロセスが必要となり、決定前に、こうしていきたいというのをまず初出しするのを「素案」としている。決定前である「素案」を出した後広く市民の皆様からパブリックコメントや地域説明会で意見をいただくというプロセスを経て、寄せられた意見を踏まえ最終的にこうしたいというのを「最終案」として2月市議会で報告する。ただ学区は市議会で決定するものではなく、教育委員会として3月に決定する。市議会に出す2回報告の最初が「素案」で、2回目のこれで固めるというのが「最終案」という言葉の使い分けをしている。

秋に行う説明会に関しても、まだ決定はしていない段階というところで説明する。

（金屋委員）

そうするとこれからいろいろ変えられるといったニュアンスで取られる方が結構多いと、それに対応をしていくのか、どれくらい受けていくのかという方針や基準が必要と思う。

→（事務局）

寄せられる意見は等しく一旦受け止めようと考えている。説明会では様々な意見が交わられると思う。またパブリックコメントでもいろいろな意見が届くと思うので、一旦受け止め締め切

った結果を精査したい。ただ我々基本スタンスとして、過大規模校をなくすところを目的として今回の取り組みを行っており、その目的に向かって進んでいきたいと思っている。寄せられる意見が個人的な視点（自宅から遠くなるのはいやだなど）であると、対応は難しいと思う。寄せられた意見が、等しく多くの方に対しても、的を射た指摘であるならば、そこは反映させていく。目的に向かって進んでいけるという意見なのか、もしくはそれに沿うような、こちらの気づきが漏れていたという点であればと反映させたいと思っている。

（金屋委員）

説明会においてはそういったニュアンスがいいのかと思う。素案と言えどもある程度の期間を経て十分考えられた案で、スケジュールである程度そこを固めた上で決まる第一段階前ぐらいのものですと、個人的な意見は少し難しいことを踏まえた上で、皆さんに説明することは必要かなと思う。

→（事務局）

了解した。

（金屋委員）

今回その対象になりそうな小学校 1 年生は何人ぐらいか。

→（事務局）

令和 10 年の見込みとして、変更エリア在住の新小学 1 年生は約 170 人である。

（金屋委員）

説明会の参加者もそれなりに人数があるかなと思うが、先ほど野村さんも言われていたように、出席できない方もいると考えると、アフターフォローが必要かなと改めて思った。

あとその後、最後に Googleなどでアンケート取ることは可能か。

→（事務局）

パブリックコメントは所定の書式にのっとり手続きが必要になってくるので e-kanagawa というシステムに繋げる形で行いたい。任意のアンケートというとその位置づけが非常に曖昧になってきてしまうので、意見があれば e-kanagawa のパブリックコメントで行いたい。

（金屋委員）

全体的な意見は e-kanagawa とし、例えば説明会を行った後にどう感じたかそこまで聞く必要があるかどうかも含めて、Google でそれぞれの説明会でどういう感触を得たのかということぐらいを確認するぐらいだとしたら、e-kanagawa との差別化で、9月に前半に説明会を行った上で、皆さんの考えが取得でき、次以降の説明会に生かしていけると思った。

→（事務局）

了解した。

（金屋委員）

今回の規程など取りまとめて記載する予定はあるか。例えば通学区域をこのように定めます慣例学区などをなくす等、既存のものも含め改めて規程など修正や加筆などをする予定はあるか。

→（事務局）

通学区域に関しては「藤沢市立小学校及び中学校の就学指定に関する規則」がある。具体的な地図が付いているものではない。規則の下には「藤沢市立小学校及び中学校の就学指定に関する要綱」があり、要綱の中で各学校の通学区域を文字で表記している。今は規則と要綱があり、2本立てになっているので、通学区域の見直しに伴い、そこは一本化することで、今回整理しているところである。

（金屋委員）

規則はどこにあるかと言いだめる人もいると思うので、今後必要になってくると思う。

納得いかない人に対して詐欺行為が行われることはほばないと思うが、例えばお金を払うと、市役所の人と LINE などで繋がります。お金を払うと学区を変えられました等ないと思っています。

→（事務局）

今まで聞いたことないような噂がまことしやかに語られることがあるものであり、そういう話が出てくるかもしれないが、様々誤った情報が飛び交う世の中なので、藤沢市のホームページは新しい情報の更新に努めていきたい。

（金屋委員）

噂を信じずに、ホームページで書いていることが正しいという事を伝えてほしい。

→（事務局）

承知した。それに加えて、教育総務課のカウンターに来ていただくのが一番間違いないと思うので、不安な方はお越しくださいというのは伝えたいと思う。

（金屋委員）

市役所は LINE で通じませんというふうに思っていただけだと思います。

（市村委員）

慣例学区を廃止することに関して行う今後の説明会で説明資料や、口頭で説明していくことになると思うが、今回の通学区域見直した結果、慣例学区も廃止することに関して、廃止しても問題ないところを説明する必要があると思う。特に今回慣例学区を残すところがあるということなので、ここは残して他は廃止して大丈夫なのか皆さん気になるところかなと思うのでそちらの記載をお願いしたい。

→（事務局）

貴重な指摘ありがとうございます。

（鈴木委員長）

途中の説明で、今日一旦この案で通学区域検討委員会として確定をするということで確認したが、事務局からの説明で、現在また大規模開発が進むという情報がありその進捗によっては変更をもう1回かける可能性がありますという説明があったが、今回の案を作る上で、詳細な通学経路の安全上の確認や将来の見込みのクラス数など、かなり念入りに積み上げて現在の成案に至っていると思うので、今後開発計画が出たときの対応の可能性が本当に

あるかということを確認したい。個人の意見としては、一旦現状の確定のもので進める方がいいのではないかと考えている。もしそこが学区の変更を必要とするような状況になるのであれば、次の段階でもう一度新しい変更の会議を開催する方が確実なのではないかと思うが、進め方や見通しについても見解があれば聞かせほしい。

→（事務局）

ある場所の大型開発の情報が公になるとすれば今年の10月頃とのことである。そうすると素案で出した後、最終案を固めるまでの間にその情報が出てくるということになる。かなり大きな開発であり、今はどこの数字にも見込んでいない。大規模開発は、このくらいになるであろうという話が数字の規模感としてはつかめているところだが、ちょうど学区境のエリアでどの学校であれば受け入れられるかといった、何となくのビジョンは事務局としては思っており、最終案を出す前にその情報が出るのであれば、そこは入れ込んでしまった方が良いのではないかとこのころは事務局で思っている。ただ市役所側で公になる時期をコントロールできるものではなく、相手方の書類提出のタイミングによるものであることから、最終案の反映までに間に合わない可能性もある。間に合わない場合は数字を入れ込むことはできないので、今のままで進め、その後、公にできるタイミングで、新しい学区を出した直後であったとしても例外的に第2の対応として行う。

（鈴木委員長）

計画が予定通りいくとかその辺の見通しがあると思うが、もしタイミング的に早く出てきて対応が間に合うようであれば今回の議論をする方向で検討をお願いする。

学区境のところの開発エリアで例えば通学上の懸念を考えるに越したことはないが、およそ大丈夫であろうというような見通しはあるというところでよいか。

（坪谷委員）

そのような場所が何ヶ所もあり、しかも数がそんなに多くないものが何ヶ所みたいなことだと、本当にこれまで何度も検討を重ねて皆さんに意見をたくさんいただき、細かく検討したものを全部また見直さないといけないのかというようなことだと難しいが、今話があるのは、1ヶ所でも割と大きいところだが、全体的に影響があるというようなことではなく、その部分を検討すればいいのではないかという見通しでやっている。

昨今は想定が全くできないような社会情勢であり、開発の情報が公にできる見通しがなかなか持てないような状況で、今まで検討してきたことを大きく見直す必要があるとしたらまたそこは違うが、11月27日第10回の通学区域検討委員会の前に新たな情報が出てきたときには皆さんの意見を伺っていききたい。今までの検討が無駄になることはないことを理解いただきたい。

（鈴木委員長）

承知した。

（鈴木委員長）

きょうだいがいる場合の特例的な扱い方についての議論があり、小学校は令和10年から中学校は令和16年からの開始ということだったが、変更になるエリアに住んでいる例えば現在小学校5年生の子の下の子が入る場合、前倒して移行後の中学校に通うような可能性は考えているか。変更年度から後の対応を想定されていると思うが、中学校に関しては小学校が先行で指定変更になると、きょうだいの影響が早く生じる可能性があるので、その辺の扱いを聞きたい。

→(事務局)

教育部の中でこれから細かく調整を行うところだが、令和16年よりも前に中学校の新しい学区を例外的に導入することについては認める方向で考えている。その変更エリアの方で変えたい方の申請の周知をこちらからする以上、中学校の方は変更しないままだと、小中の連続性が途絶えてしまうので、原則、皆さんに等しく中学校の導入は令和16年からとしつつも、一部の例外的なところは早めに対応したい。

(鈴木委員長)

中学校は慣例学区のところが変更エリアになっているので、実質現状でも調整しながら入学先が決まるような形なのかと思うが、運用が始まった後にどういうことが起こるかということについて、なるべく見通しながら進めていただきたい。

(坪谷委員)

この先今は出ていないような考え方や様々な状況が変化することが考えられるときに、令和16年から中学校というのではなく、令和10年に小学校が切り替わるのに合わせて中学校も希望があれば可能だとするのかきちんと決めておいた方がいいと思う。意見いただきながらそこははっきりとしておいた方がいいと思う。

## 6 その他

事務局から、次回通学区域検討委員会を11月27日金曜日に3階3-3会議室で開催することを伝えた。

## 7 委員会終了後の協議について(報告)

委員会終了後、JR北側の中学校慣例学区(鵜沼中学校、第一中学校を選択可能)について、該当学区の校長からの要望により廃止はしないとのことだが、改めて両校に現状の確認を行い、状況が変わっているようであれば廃止しても良いのではというご意見を委員からいただきました。

後日、事務局にて両校長に確認させていただき、本来は第一中学校の学区であり、鵜沼中学校も選択できる学区となっはいるが、全学年で数人しか鵜沼中学校を選択していないという現状を鑑み、当該の慣例学区については「廃止」にすることで両校長からも了承をいただきましたことから、案に反映させていただきますことをご報告させていただきます。

以上